

ホウ テツバイ

氏 名 宝鉄梅
学 位 博士（文学）
学 位 記 番 号 新大院博（文）第27号
学位授与の日付 平成17年9月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
博 士 論 文 名 満洲国および蒙疆政権におけるモンゴル人教育に関する研究

論文審査委員 主査 教授 井村哲郎
副査 教授 國谷知史
副査 教授 中村 潔

博士論文の要旨

本論文は、1932年に日本が中国東北に作り上げた傀儡国家満洲国および1939年に内モンゴルに作り上げた傀儡政権である蒙疆政権における対モンゴル人教育の制度と実態を検討したものであり、日本植民地教育史研究の一環として、内モンゴルにおけるモンゴル人教育の歴史を明らかにした研究である。

まず、序章において先行研究を検討し、対モンゴル人教育の制度と実態に関する研究はこれまで本格的には行なわれていないことを明らかにした。続いて、第一部満洲国の部では、満洲国における対モンゴル人教育について検討する。第1章では、モンゴル人の満洲国への参加の過程を、中華民国成立以降のモンゴル独立運動と日本との関わり、満洲事変後のモンゴル人諸勢力の動向と関東軍との関係について明らかにし、続いて興安省、蒙政部、興安局という満洲国のモンゴル人統治機構の変遷およびその変遷の持つ意味を明らかにした。第2章では、満洲国における対モンゴル人教育政策の展開を検討する。清朝末期から中華民国期の対モンゴル人教育がいかなるものであったのかを最初に検討し、次いで、満洲国の教育政策を時期を追って明らかにした。それを踏まえて、満洲国の対モンゴル人教育政策の展開過程を、満洲国創設から1938年までの「暫定学制期」、それ以降1945年までの「新学制期」にわけて詳細に明らかにした。第3章では、満洲国の対モンゴル人教育を初等教育、中等教育、モンゴル語教育および日本語教育の実施を検討した。第4章では、蒙古王侯の土地を満洲国皇帝に奉呈した「蒙地奉上」と「興安振興工作」がモンゴル人教育に果たした役割を明らかにした。また、満洲国期に教育を受けたモンゴル人の証言を検討することによって、満洲国の対モンゴル人教育がいかなるものであったのかを明らかにする。

第2部蒙疆政権の部では、第5章において関東軍の内モンゴル工作と蒙疆政権の成立について検討を行なう。まず、西部内モンゴルのモンゴル人による自治運動と関東軍を背景とする善隣協会による内モンゴル文化・教育工作を明らかにし、さらに蒙疆政権成立後のモンゴル人統治体制を検討した。第6章では、蒙疆政権以前のモンゴル人教育を検討したあと、蒙疆政権成立以降の教育政策と教育行政、教育方針、学校制度がどのように変化したかを明らかにする。第7章では、蒙疆政権下の対モンゴル人教育がいかに行なわれていたのかを錫林郭勒盟を例にとって、初等教育、中等教育の実施、教員養成・教科書編纂について具体的に明らかにし、日本語教育とモンゴル語教育政策およびその実態、モンゴル人側の日本語教育についての反応を明らかにした。最終章では、満洲国と蒙疆政権における対モンゴル人教育を比較し、日本敗戦後の内モンゴルの政治情勢を明らかにし、さらに新中国のモンゴル人教育を展望した。最後に本論文の結論を掲げ、残された課題を提起する。

審査結果の要旨

本論文は、日本が作り上げた満洲国と蒙疆政権におけるモンゴル人教育の制度、政策、学校制度、モンゴル語教育、日本語教育などについて詳細に検討したものである。日本植民地教育史研究は最近では相当の蓄積があり、満洲国期教育全体に関する研究は数多いが、モンゴル人教育史を対象とする研究はこれまでほとんど行なわれていない。また、蒙疆政権下のモンゴル人教育については概説的な研究がいくつかあるだけである。このような研究状況において、本論文は、現在収集が可能な様々の史資料を渉猟し、それらによって満洲国および蒙疆政権下のモンゴル人教育の制度と実態を明らかにした。満洲国においても、また蒙疆政権においてもモンゴル人の人口比率は漢人に比べると低い。しかし、日本軍の対ソ戦略および対中国政策との関わりで、モンゴル政策は一貫して重視されていた。本論文はこの点を踏まえて、日本植民地教育史研究ではこれまで本格的には行なわれていない満洲国と蒙疆政権下の対モンゴル人教育を明らかにしたものである。

本論文の特色は、以下の諸点にまとめられよう。

第一に、上述したように、これまで無視されてきたと言える満洲国期と蒙疆政権期のモンゴル人教育史研究に本論文ははじめて本格的に取り組んだものであり、日本植民地教育史研究における成果である点である。満洲国期の教育全体については史資料の発掘が進み、研究も進んでいるが、モンゴル人教育については、各地の档案館が所蔵する档案類は今も全面的には公開されておらず、また文献資料も乏しい。宝氏は、広く内モンゴルと中国東北の档案館や図書館において史資料を発掘して、はじめて本課題について明らかにした。第二に、こうした資料状況のために明らかにならなかった満洲国のモンゴル人教育の全体像を明らかにした点である。第三に、蒙疆政権下の教育については概括的な研究があるだけであるが、本論文は蒙疆政権のモンゴル人教育の制度的変遷と初等教育および実業教育としての中等教育の全体像をモンゴル人教育史としてはじめて明らかにした。

第四は、満洲国期あるいは蒙疆政権期における教育に関する従来の研究では、それ以前とは断絶したものとして、その時期だけをとりあげて、奴隷化教育また植民地教育として論じられている。これに対して本論文は、民国期のモンゴル人教育がいかに行なわれていたのかと満洲国期あるいは蒙疆政権期を対比しながら、その継承性と断絶性を検討している。これは当然とられるべき研究方法であるが、日本植民地史研究においては最近になってようやくとられるようになった方法である。これまで清朝末期から1945年までの間のモンゴル人教育を通して対象とした研究は存在しない。本論文は、満洲国および蒙疆政権におけるモンゴル人教育が、教員や教科書の不足などさまざまな課題を抱えながらも、学校の創設や生徒数の増加などの点でそれ以前にくらべて一定程度発展したことを明らかにした。この点が第四の特色である。

第五に、満洲国と蒙疆政権の対モンゴル人教育を比較し、共通点と相違点を明らかにしたことである。満洲国と蒙疆政権はともに日本の傀儡国家と傀儡政権であった。しかし、満洲国は「五族協和」を唱えながらも漢人を中心としており、それに対して蒙疆政権は同様に漢人が多数を占めながらも徳王を中心とするモンゴル人が政権の中枢を占めていた。この相違は、双方の傀儡国家の性格を規定しており、教育にもこの性格は色濃く反映している。したがって、本論文が明らかにした、双方の共通点と相違点は、満洲国と蒙疆政権という両政権の基層構造を明らかにするための重要な論点の一つである。ただし、この点は今後さらに深められる必要があるだろう。第六に、満洲国と蒙疆政権それぞれにおいて実施されていたモンゴル語教育の実態を明らかにしたことである。モンゴル人側はモンゴル語の普及によってモンゴル人意識の向上をめざしたのに対して、関東軍はモンゴル支配をめざしており、関東軍の意向が初等教育と実業教育を中心とする中等教育に色濃く反映している点を明らかにした。第七は、満洲国と蒙疆政権における日本語教育が、「日蒙親善」のスローガンのもと、防共、戦時総動員体制の一貫として行なわれたことを実証的に明らかにしたうえで、とくに蒙疆政権下において、都市部で日本語教育が普及したことを明らかにした点である。

本論文は、以上のように、日本植民地教育史研究のなかでこれまで取り組まれたことのない満洲国および蒙疆政権下のモンゴル人教育についてはじめて本格的に研究を行なったものであり、今後の日本植民地教育史研究に大きく寄与する研究である。

これまで述べてきた評価にもとづいて、審査委員会は、本論文が博士号の学位請求論文として十分な内容を備えていると判断した。また、本論文は、日本が作り上げた満洲国と蒙疆政権における教育政策と対モンゴル人教育に対する研究、日本植民地教育史研究に新たな貢献を果たす専門性を有しており、博士（文学）が妥当であると判断する。